

第2号議案 2017年度活動計画と予算承認の件

2017年度、以下の活動を計画する。

1 事業者の不当な事業活動に対する差止請求活動

- 1) 不特定多数の消費者が被害にあう事業者の不当な事業活動に対して、申入れ等裁判外の交渉による差止請求活動を進める。
- 2) 上記の活動で交渉に応じない事業者に対しては、差止請求訴訟を提訴する。

2 被害情報の調査・収集及び検討活動

- 1) 電話による消費者被害情報に対応できるよう、事務局稼働日を年末年始・祝日を除く月～金 10時～16時とする。
- 2) 適宜、事業者に対するアンケート・問合せ等の情報収集活動を行う。
- 3) 必要に応じ、国民生活センターPIO-NTE 及び県・市の消費生活センターの相談情報について、消費者契約法に定める情報提供申請を行う。
- 4) 県・市等行政機関と定期的に情報交換会を開催し、消費者被害を防止するために連携を強化する。
- 5) 消費者から寄せられた被害情報については、まず検討委員会にて事案として取り扱うかどうかを協議し、担当弁護士を決め、検討委員会で法的検討を行い、申入書・差止請求書・訴状等を起案し、理事会に答申する。

3 消費者被害の拡大防止活動

- 1) 消費者・事業者を対象にシンポジウム・セミナー等を開催する。
- 2) 消費者団体・事業者団体の要請に応じて、学習会・セミナー等に講師を派遣する。
- 3) 全国の適格消費者団体との相互の情報交流を重視し、年2回の連絡協議会に参加する。

4 消費者関連法制度の新たな動きに対応する活動

- 1) 消費者裁判手続特例法が2016年10月施行された。当団約定款第3条(目的)に「この法人は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済のための活動を行い、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図り、もって消費者の権利の保護・実現に寄与することを目的とする。」と規定されていることから、当団体としても消費者被害の救済に対応できるよう特定適格消費者団体の認定を目指す。
- 2) 消費者契約法・特定商取引法等の消費者関連法制度の改正に向けて、消費者団体・弁護士会等と協同して活動をすすめる。
- 3) 消費者行政の動きに注視し、消費者行政のあり方について意見表明・提言を行う。

5 消費者被害防止の広報・宣伝活動

- 1) ホームページにより広報活動を行う。
- 2) マスコミ・情報誌等に消費者被害防止のための情報提供を行う。
- 3) 会員向けに毎月メールニュースを発信する。

6 運営関連事項

- 1) 特定適格消費者団体の認定を目指して財政・体制の強化を図る。そのために、団体正会員への会費増額の要請、個人・団体正会員への寄附の要請、団体賛助会員の拡大、県・市等との連携強化に取り組む。
- 2) 東海エリアの消費者団体等と広く連携を図る。

7 予算

- 1) 2016年当団体の主たる事務所を移転したことにより、2017年度は地代・家賃を大幅に圧縮することができる。
- 2) 予算上は経常収入を出来るだけ小さな数字としながら、当期収支で約8万円のプラスとなる予算とした。
- 3) 名古屋市と引き続き事業者向けセミナー受託の話を進めており、また新たに愛知県と消費者向けシンポジウム助成の話を進めているが、それらについては予算上特に見込んでいない。
- 4) その一方で6の1)にある通り財政の強化が図れるよう取り組む。